

2017年度第2回目 草の根パートナー型募集要項への質問回答

2017年11月8日  
JICA国内事業部 市民参加推進課

2017年度第2回目草の根パートナー型の募集について質問がありましたので、下記の通り回答をWeb上に追加して公開します。

No.	該当頁	項目	質問	回答
1	15頁 (4)	資格審査	大学の部局が支援型で1件採択されています。パートナー型に法人(大学)として申請する場合は合計されて2件となるのでしょうか。(※大学と部局単位では1件ずつとカウントになるか)	募集要項15ページ(4)の要件は、「草の根技術協力事業(全事業形態)で同一法人(共同事業体の構成員を含む)による実施中又は採択中の案件」という意味です。 支援型に大学の部局として提案する場合は「任意団体」という位置づけになり、パートナー型に応募する「法人」とは別の団体という扱いになります。従って、貴学がパートナー型に応募する場合、現在採択中・実施中の案件はゼロ件となります。
2	19頁 3)	事業提案書の無効	同一の提案者が2つ以上の事業提案書を出した場合、無効となるとのことですが、同一の募集回に「大学」より2件以上の申請がある場合でしょうか？ 例:「大学」としてパートナー型(2017年第2回)に1件申請、(2018年第1回)に1件申請が可能であるか	ご理解どおり、一つの募集回において同一の法人が2つ以上の提案書を提出した場合に無効となります。 例えば、同じ学校法人でもキャンパスが異なる等で、九州と東京で提出された場合に無効となります。片方が提案者、もう片方が共同事業体の構成員であっても同様です。 募集回が異なる場合、申請は可能です。
3			開発途上国・地域とはどの国を対象としておりますでしょうか。	一般的には経済や開発水準が先進国と比べて低く、経済成長や発展の途上にある国や地域、と言われています。従って、北米やEU加盟国、ロシア、オーストラリアなどは途上国に該当しません。 具体的な国名は、経済協力開発機構開発援助委員会(DAC)が定める援助(ODA)対象国リストを参考にしてください。 <a href="http://www.oecd.org/dac/stats/documentupload/DAC%20List%20of%20ODA%20Recipients%202014%20final.pdf">http://www.oecd.org/dac/stats/documentupload/DAC%20List%20of%20ODA%20Recipients%202014%20final.pdf</a>
4	様式 I 資格審査書類及び事業提案書の提出について	支出総額のうち「開発途上国・地域への国際協力活動」の支出実績欄について	具体的にどのような事業であれば国際協力活動として認められるのでしょうか。	募集要項15ページの(2)に、 <b>開発途上国・地域の経済および社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する活動を指します。</b> と記載しています。具体的には、様々な分野や課題に対する取組があり、例えば、貧困削減、農村開発、基礎教育の普及、格差是正、母子保健、食料問題や廃棄物問題の改善、職業訓練等の人材育成など多岐に渡ります。また、日本国内における途上国・地域からの研修員受入等の実績も国際協力活動に含みます。 ほかにもJICAでは国際協力に関するウェブサイトを設置していますので、そちらもご覧ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/aboutoda/whats/cooperation.html">https://www.jica.go.jp/aboutoda/whats/cooperation.html</a>
5			国際協力活動として想定される費目はかなり広範囲に記載されておりますが、〇〇事業として経費を計上している場合、その事業が国際協力活動として認められた場合、基本的には計上している経費は認められるという考えでよろしいでしょうか。	開発途上国・地域への国際協力活動事業であると認められる場合は、間接経費も含め、計上している経費はすべて含めていただいて構いません。